

「業務災害補償制度」のご案内

ビジネスマスター・プラス(事業活動総合保険)



【対象】2024年7月1日～2025年7月1日始期契約

◆補償①【労働災害補償】業務上の事故によるケガをしっかりサポート

役員、従業員の方々の業務災害や通勤災害に対する補償制度として、福利厚生制度の充実に役立ちます。

1. 入院・通院に対して1日目から保険金をお支払い！
2. 万が一の長期療養にも安心！ 最長1,000日(注)の入院補償！
3. スピーディーな保険金のお支払いが可能！

※政府労災保険の認定を待たずにスピーディーな保険金のお支払いが可能です。
(注)支払限度日数は180日と1,000日から選択いただけます。

- <事故例>
- | | |
|---------------------|---------------------|
| * 通勤途中、交通事故によるケガで死亡 | * 診療中、ぬれた床で転倒し負傷 |
| * 器材で手を挟み負傷 | * 清掃中に脚立から落下し負傷 etc |

◆補償②【使用者賠償補償】事業者の経営リスクもしっかりカバー

労災事故の発生により、事業者が負担する争訟費用や損害賠償金に対する医院防衛の備えに役立ちます。

1. 使用者(事業者)が負担する法律上の損害賠償責任をカバー！
2. 解決のために支出する費用もカバー！

◆補償③おすすめオプション特約

オプション

1. 雇用慣行賠償責任補償特約

雇用上の差別、不当解雇、ハラスメントに起因して使用者または役員・従業員が負担する損害賠償金、争訟費用を補償する特約です。

2. 天災危険補償特約

業務中や通勤中に地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じたケガを補償する特約です。

業務災害補償制度の特長

《特長1》パート・アルバイト含む全従業員を幅広く補償！

・常勤・非常勤もまとめて補償！

《特長2》ご契約から保険期間終了まで面倒な手続きは不要！

・職員の入替わり、人数の変動による手続きは不要！

・従業員の方が退職・入社で入れ替わった場合や、曜日や季節等によって従業員数に変動があっても安心！
・従業員数の通知等の面倒な手続きはなく、全ての従業員の方が自動的に補償の対象となります。
※役員の方も補償の対象とすることができます。

保険料(例)

プラン

<業種> 医療保健業[コード:9431]
<対象> 役員1名(24時間補償)+全従業員
<保険金額> 補償① 死亡・後遺障害: 500万円
入院日額: 5,000円
手術保険金: <外来>入院日額の5倍
<入院中>入院日額の10倍
通院日額: 3,000円
補償② 使用者賠償: 5億円(1事故)
補償③ 雇用慣行賠償: 3,000万円(免責金額10万円)
天災危険補償特約
その他の条件
脳・心疾患等補償特約
入院補償保険金および手術補償保険金支払い日数延長特約(1,000日用)

売上高	月払保険料 (制度維持費含む)	年払保険料 (制度維持費含む)
3,000万円	5,270円	63,240円
5,000万円	6,900円	82,800円
1億円	10,980円	131,760円
2億円	13,470円	161,640円
3億円	18,120円	217,440円

すべてのプランにて、制度維持費(毎月)500円が別途必要になります。

詳しくは、お電話または下記ご記入のうえ、FAXでお問合せください。

医療機関名		ご担当者様名	
ご住所	〒	TEL 携帯	
年間売上高	百万円	ご要望事項	1. 見積希望 2. 詳しい説明を聞きたい 3. パンフレット希望

契約者および被保険者は、損保ジャパン公式サイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)に掲載の個人情報の取扱いに同意します。

 鹿児島県医師協同組合 TEL:099-254-8126 FAX:099-257-1816

※このチラシは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、パンフレット等をご覧ください。

お問い合わせ先

【取扱代理店】鹿児島県医師協同組合
〒890-0053 鹿児島市中央町8-1
TEL:099-254-8126 FAX:099-257-1816
受付時間 平日の午前9時から午後6時まで
土日、祝日、12/31~1/3を除く

引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社 鹿児島支店法人支社
〒890-0053 鹿児島市中央町11
TEL:099-812-7504 FAX:099-251-1025
受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで
土日、祝日、12/31~1/3を除く